

銀行法施行規則第34条の26

(以下のページに掲載しています)

三菱UFJフィナンシャル・グループ

銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
1. 経営の組織（銀行持株会社の子会社等（法第52条の25に規定する子会社等（法第52条の29第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を含む。）	2、3
2. 資本金及び発行済株式の総数	93
3. 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項	
(1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	94
(2) 各株主の持株数	94
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	94
4. 取締役及び監査役の氏名及び役職名	1
5. 会計監査人の氏名又は名称	73
銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
1. 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	2～7、9～15、17～21
2. 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
(1) 名称	4～7
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	4～7
(3) 資本金又は出資金	4～7
(4) 事業の内容	4～7
(5) 設立年月日	4～7
(6) 銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	4～7
(7) 銀行持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	4～7
銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
1. 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況	(本編) 32～43
2. 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	72
(2) 経常利益又は経常損失	72
(3) 親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	72
(4) 包括利益	72
(5) 純資産額	72
(6) 総資産額	72
(7) 連結自己資本比率	72
銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
1. 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書	73～75
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	92
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	92
(2) 延滞債権に該当する貸出金	92
(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金	92
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	92
3. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	42、43、45～67、77、200～234
4. 流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項	235、236
5. 銀行持株会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）	90
6. 銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	73
7. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	200
報酬等（報酬、賞その他の職務執行の対価として銀行持株会社若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、銀行持株会社及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	237～240

銀行法施行規則第19条の2(単体)

	三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
<b>銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項</b>		
1. 経営の組織	10、11	18
2. 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項		
(1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	144	198
(2) 各株主の持株数	144	198
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	144	198
3. 取締役及び監査役の氏名及び役職名	8、9	16
4. 会計監査人の氏名又は名称	116	164
5. 営業所の名称及び所在地	22~39	22~39
6. 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項		
(1) 当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名	31	—
(2) 当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称	29~31	—
<b>銀行の主要な業務の内容(信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む。)</b>		
	9	17
<b>銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</b>		
1. 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況	(本編) 32~43、129~132	(本編) 32~43、176~179
2. 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
(1) 経常収益	115	163
(2) 経常利益又は経常損失	115	163
(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失	115	163
(4) 資本金及び発行済株式の総数	115	163
(5) 純資産額	115	163
(6) 総資産額	115	163
(7) 預金残高	115	163
(8) 貸出金残高	115	163
(9) 有価証券残高	115	163
(10) 単体自己資本比率(法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率)	115	163
(11) 配当性向	115	163
(12) 従業員数	115	163
(13) 信託報酬(信託業務を営む場合)		163
(14) 信託勘定貸出金残高(信託業務を営む場合)		163
(15) 信託勘定有価証券残高(信託業務を営む場合)		163
(16) 信託財産額(信託業務を営む場合)		163
3. 直近の二中間事業年度又は二事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
イ. 主要な業務の状況を示す指標		
(1) 業務粗利益及び業務粗利益率	129	176
(2) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支	129、131	176、178
(3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	129、130	176、177
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	130	177
(5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率	115	163
(6) 総資産中間純利益率及び資本中間純利益率又は総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	115	163
ロ. 預金に関する指標		
(1) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	139	192
(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	139	192
ハ. 貸出金等に関する指標		
(1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	133	186
(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	133	186
(3) 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び支払承諾見返額	134、138	187、191
(4) 用途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	134	187

	三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
(5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	134	187
(6) 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	134	187
(7) 特定海外債権残高の5%以上を占める国別の残高	135	188
(8) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	140	193
二. 有価証券に関する指標		
(1) 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分）の残存期間別の残高	137	190
(2) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分）の平均残高	136	189
(3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	140	193
ホ. 信託業務に関する指標（信託業務を営む場合）		
(1) 信託財産残高表（注記事項を含む）		180
(2) 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という）の受託残高		182
(3) 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の種類別の受託残高		182
(4) 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高		182
(5) 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高		183
(6) 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分）の残高		183
(7) 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高		183
(8) 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分）の金銭信託等に係る貸出金残高		184
(9) 使途別（設備資金及び運転資金の区分）の金銭信託等に係る貸出金残高		184
(10) 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		184
(11) 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合		184
(12) 金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分）の残高		185
<b>銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項</b>		
1. リスク管理の体制	45～67	45～67
2. 法令遵守の体制	68～70	68～70
3. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	(本編) 56、57	(本編) 56、57
4. 法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	70	70
<b>銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</b>		
1. 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書	116～118	164～166
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	135	188
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	135	188
(2) 延滞債権に該当する貸出金	135	188
(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金	135	188
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	135	188
3. 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額		185
4. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	42,43,45～67,119,276～304	42,43,45～67,167,342～370
5. 流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項	305、306	371、372
6. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益		
(1) 有価証券	122～124	170、171
(2) 金銭の信託	125	172
(3) 第13条の3第1項第5号に掲げる取引	126～128	173～175
7. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	135	188
8. 貸出金償却の額	135	188
9. 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	116	164
10. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	276	342
<b>報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの</b>	237～240	237～240

## 銀行法施行規則第19条の3(連結)

	三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
<b>銀行及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項</b>		
1. 銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	9~15	17~21
2. 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項		
(1) 名称	13~15	20, 21
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	13~15	20, 21
(3) 資本金又は出資金	13~15	20, 21
(4) 事業の内容	13~15	20, 21
(5) 設立年月日	13~15	20, 21
(6) 銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	13~15	20, 21
(7) 銀行の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	13~15	20, 21
<b>銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</b>		
1. 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況	(本編) 32~43	(本編) 32~43
2. 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
(1) 経常収益	96	146
(2) 経常利益又は経常損失	96	146
(3) 親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	96	146
(4) 包括利益	96	146
(5) 純資産額	96	146
(6) 総資産額	96	146
(7) 連結自己資本比率	96	146
<b>銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</b>		
1. 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書	97~99	147~149
2. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	114	162
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	114	162
(2) 延滞債権に該当する貸出金	114	162
(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金	114	162
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	114	162
3. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	42, 43, 45~67, 101, 242~271	42, 43, 45~67, 151, 308~337
4. 流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項	272, 273	338, 339
5. 銀行及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）	112	160
6. 銀行が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	97	147
7. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	242	308
報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、銀行及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	237~240	—

## 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条(単体・資産の査定の基準)

	三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	136	185, 189
2. 危険債権	136	185, 189
3. 要管理債権	136	185, 189
4. 正常債権	136	185, 189